

札幌市が行う事業又は事務所に係る労働基準法別表第1各号等の区分表

令和7年4月1日現在
(令和7年3月24日道労働局と合意)

監督 機関	労働基準法別表 第1号別等	任命権者	事業又は事務所	
労 働 局	第1号	市長	・各水処理センター（各水再生プラザ運転係を含む。）	
	第3号	市長	・各区土木部	
	第13号	市長	・精神保健福祉センター ・子ども発達支援総合センター（はるにれ学園及び発達医療センターを除く。） ・はるにれ学園 ・発達医療センター ・保健所（食の安全推進課広域食品対策係・市場検査係及び動物愛護管理センターを含む。） ・各保育・子育て支援センター ・各保育園 ・各児童相談所家庭支援課一時保護一係及び一時保護二係 ・各区保健福祉部健康・子ども課	
	第15号	市長	・ウェルネス推進部里塚斎場 ・各清掃事務所 ・処理場管理事務所（各処理場を含む。） ・各清掃工場 ・各下水管理センター	
人 事 委 員 会	第12号	市長	・衛生研究所 ・認定こども園にじいろ ・円山動物園	
		消防長	・消防学校	
		教育委員会	・教育センター ・中央図書館 ・各小学校 ・各中学校 ・各義務教育学校 ・各高等学校 ・開成中等教育学校 ・各特別支援学校 ・各幼稚園	
	別各 当官 表 号し 第 1 該 い 署 公 署	市長	市長	・本庁市長事務部局（スマートシティ推進部、文化部、スポーツ部、ウェルネス推進部（里塚斎場を除く。）、子ども育成部、子育て支援部（各保育・子育て支援センター、各保育園及び認定こども園にじいろを除く。）、子どもの権利救済事務局及びみどりの推進部を含む。） ・職員研修センター ・情報システム部 ・東京事務所 ・各市税事務所 ・各児童相談所（家庭支援課一時保護一係及び一時保護二係を除く。） ・中央卸売市場 ・下水道河川局（事業推進部各下水管理センター及び各水処理センターを除く。） ・各区（各土木部及び各保健福祉部健康・子ども課を除く。）
			消防長	・消防本部（総務部消防学校を除く。） ・各消防署
			教育委員会	・教育委員会事務局（学校教育部教育センター及び中央図書館を除く。）
			選挙管理委員会	・選挙管理委員会事務局
			人事委員会	・人事委員会事務局
			代表監査委員	・監査事務局
			市議会議長	・議会事務局

備考 この表に掲げていない事業所又は事務所であって第12号又は別表第1各号に該当しない官公署の事業を行うものについては、直近上位の組織に含まれる。